

水道事業に係る制度

平成30年1月

総務省自治財政局公営企業経営室

地方公営企業法（抄）

（特別会計）

第一七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。

（経費の負担の原則）

第一七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（補助）

第一七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

（出資）

第一八条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

（長期貸付け）

第一八条の二 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

（料金）

第二一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道料金について

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(抄)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)(抄)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(以下略)

水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)(抄)

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
- 二 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費との合算額 ※平成11年12月28日の水道法施行規則の改正により、「資産維持費」を導入
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 三 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

公営企業の料金にかかる総務省通知について

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて (昭和27年9月29日自乙発第245号) 最終改正:平成27年4月14日総財公第78号

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第三節 財務に関する事項

四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること(法第21条第2項)。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であつて、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること(地方自治法第228条)。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

公営企業の経営に当たっての留意事項について (平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号)

第二 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

一 「経営戦略」の基本的な考え方

(4) 「財源試算」のとりまとめ

② 財源構成の検討

ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。

このようなあり方を踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。

(ア) 料金の算定に当たっては、原価(減価償却費や資産維持費等を含む。)を基に料金を算定することが必要である。住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。(以下略)

水道事業の主な地方財政措置

1 建設改良に要する経費

【措置の概要】

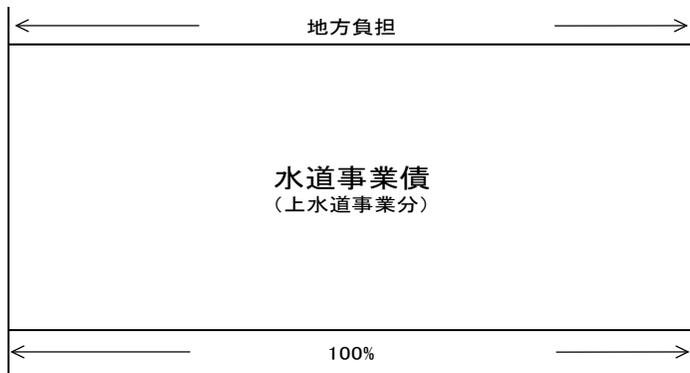
上水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出等の措置は次の2・3等を除いては無い。
簡易水道事業については、資本費負担の軽減を図るため、国庫補助金等を除いた簡易水道事業の建設改良に要する経費に対して地方財政措置を講じている。

- 平成29年度 地方財政計画計上額:311億円
- 平成29年度 一般会計繰出を行っている団体数:425団体

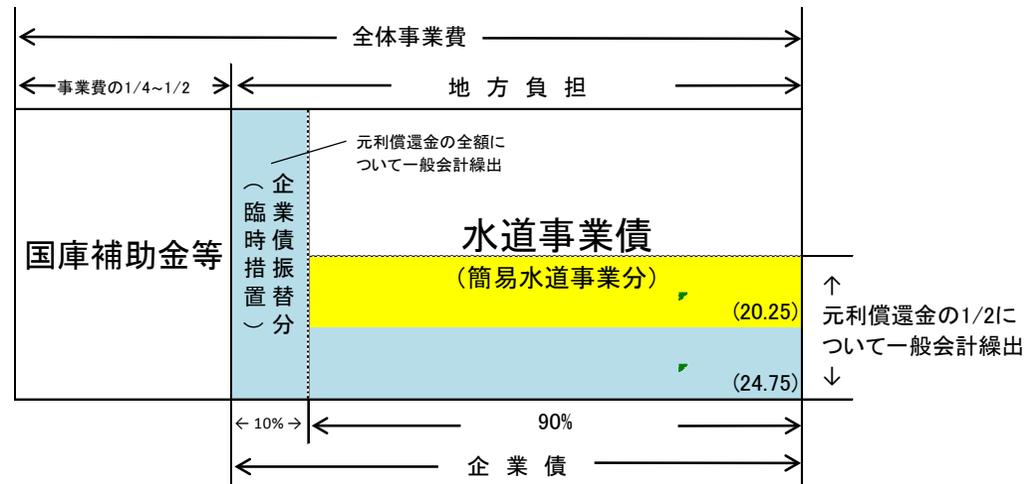
【スキーム】

【上水道】

＜上水道事業＞ 単独



【簡易水道】 簡易水道事業の建設に要する経費



- 元利償還ベースで普通交付税措置
※H23年度債以降は特別交付税措置
- 給水人口ベースで普通交付税措置

水道事業の主な地方財政措置

2 水道水源開発・水道広域化施設整備事業

【措置の概要】

(水道水源開発事業)

水源をダムに求める場合、ダムの建設費の負担や遠隔地からの導水施設等の建設費が巨額となり、その結果、給水原価が著しく増嵩し、ひいては水道料金の大幅な引上げをせざるを得なくなることがあるため、国庫補助の対象となっているダム等の水道水源施設の建設改良事業に対して地方財政措置を講じるもの。

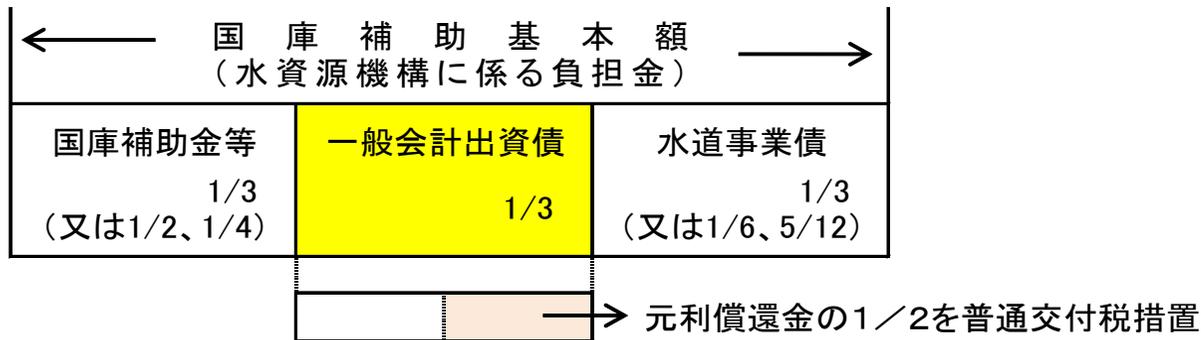
(水道広域化施設整備事業)

水道事業を広域化することは、水源の相互融通による有効利用、施設の重複投資の排除及び合理的配置、管理面の充実によるサービス水準の向上等をもたらし、その効果は大きいものがあるため、国庫補助の対象となっている水道事業の広域化として行う取水、導水、浄水等の施設の建設改良事業に対して地方財政措置を講じるもの。

○平成29年度 地方財政計画計上額:189億円(水源開発)、71億円(広域化)

○平成29年度 一般会計繰出を行っている団体数:118団体(水源開発)、102団体(広域化)

【スキーム】



※平成元年度以前については、建設改良費の1/3に相当する企業債の元利償還金について一般会計から繰出し、当該繰出金の1/2について普通交付税措置。

水道事業の主な地方財政措置

3 上水道の安全対策事業（災害対策）

【措置の概要】

人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じる恐れがあると認められる地区を給水地区に含む水道事業者が、災害対策の観点から実施する以下の①～③の事業に対して地方財政措置を講じるもの。

○平成29年度 地方財政計画計上額

①相互連絡管整備等：66億円 ②基幹水道構造物耐震化：33億円 ③水道管路耐震化：74億円

○平成29年度 一般会計繰出を行っている団体数

①相互連絡管整備等：50団体 ②基幹水道構造物耐震化：57団体 ③水道管路耐震化：96団体

【スキーム】

①相互連絡管等整備等（H7～H30）

送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業及び自家発電設備の整備事業（更新・改築事業を除く。）



②基幹水道構造物耐震化（H21～H30）

浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象。ただし、耐用年数経過施設の更新・改築事業は除く。）



③水道管路耐震化（H7～H12、H21～H30）

末端給水事業者が実施する、水道管路（铸铁管、コンクリート管、塩化ビニル管及び石綿セメント管に限る。）の耐震化事業（H22～24の3力年に実施した耐震化事業の平均事業費（通常事業分）を上回る上積事業分に限る。）



水道事業の主な地方財政措置

4 高料金対策に要する経費

【措置の概要】

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

【対象要件】

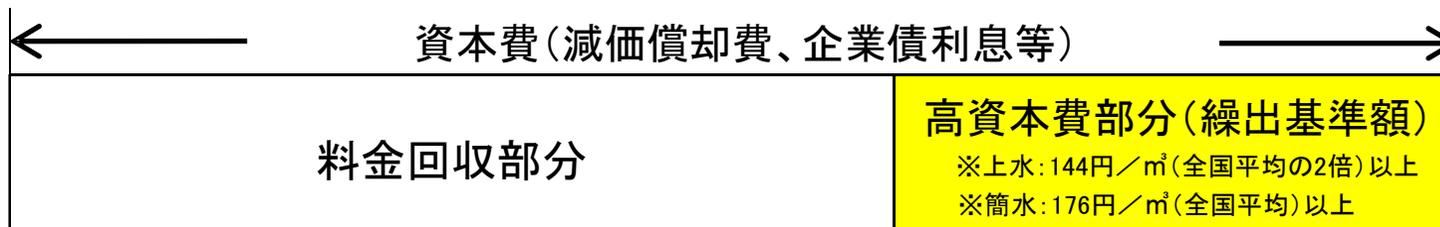
上水道:前々年度の有収水量1m³当たり ① 資本費 144円/m³以上(全国平均(72円)の2倍) ② 給水原価 251円/m³以上
簡易水道:前々年度の有収水量1m³当たり ① 資本費 176円/m³以上(全国平均) ② 供給単価 196円/m³以上

【繰出基準額】

上水道:(当該団体の前々年度の有収水量1m³当たりの資本費-144円/m³)×年間有収水量
簡易水道:(当該団体の前々年度の有収水量1m³当たりの資本費-176円/m³)×年間有収水量×1/2
+(海水淡水化施設を保有する場合、稼働に要した電気料金と逆浸透膜交換に要する経費) ※簡水は建設改良に対し別途交付税措置があるため、資本費の1/2が対象

- 平成29年度 地方財政計画計上額:127億円
- 平成29年度 一般会計繰出を行っている団体数:181団体

【スキーム】



(繰出基準額×0.5) → 普通交付税措置
(実繰出額(※)×0.8-普通交付税措置額) → 特別交付税措置
※実繰出額は繰出基準額の範囲内

水道事業の主な地方財政措置

5 統合後水道建設改良に要する経費

【措置の概要】

簡易水道統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、国庫補助(簡易水道再編推進事業)の対象となった統合後に実施する建設改良のために発行された企業債について、地方財政措置を講じるもの。

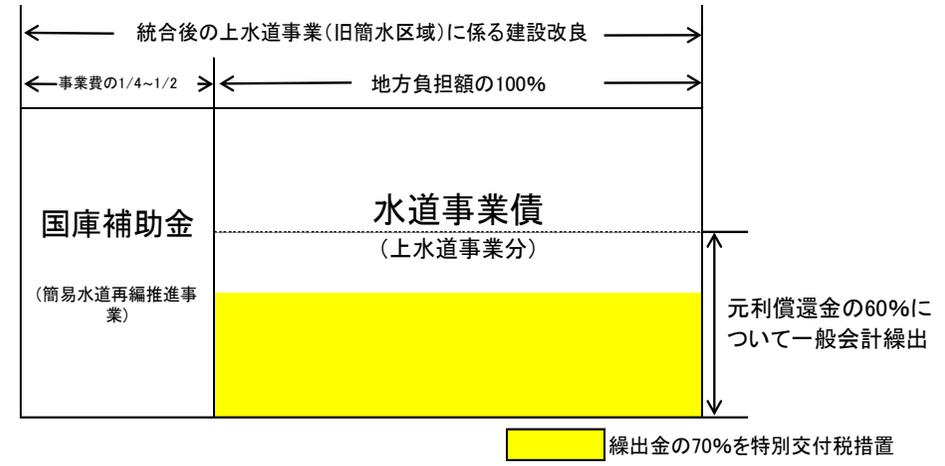
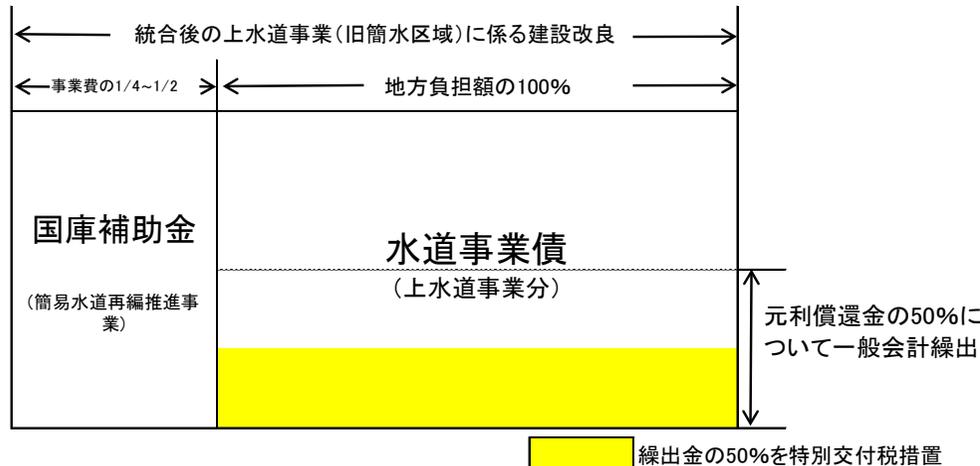
なお、国庫補助の措置期間が平成31年度まで延長されたことに伴い、地方財政措置の期間を平成31年度まで延長するとともに、過疎団体及び辺地を有する団体に対する地方財政措置を拡充した。

○平成29年度 地方財政計画計上額:44億円

○平成29年度 一般会計繰出を行っている団体数:53団体

【スキーム】

[過疎・辺地の場合]



水道事業の主な地方財政措置

6 統合前簡易水道建設改良費

【措置の概要】

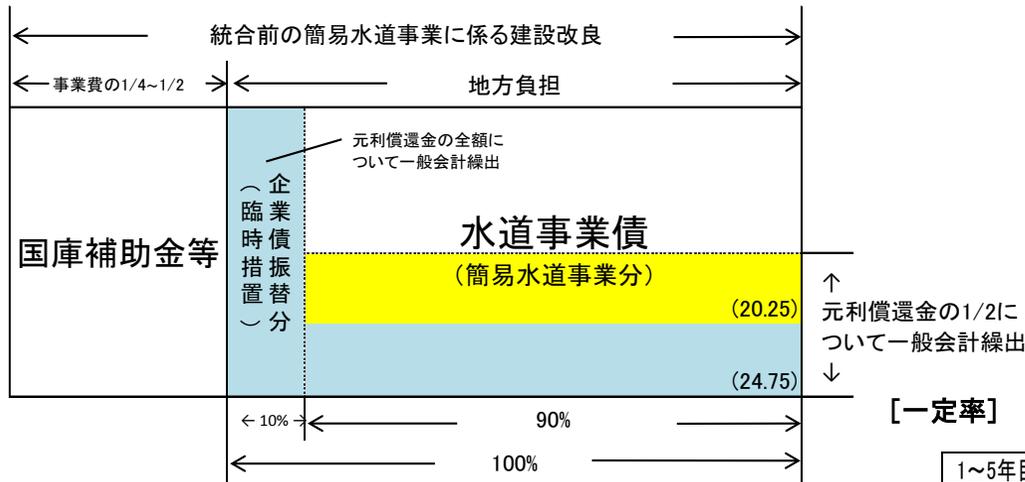
簡易水道統合に伴う、統合後の上水道事業について、上水道事業と位置づけられることによって統合前の簡易水道事業部分への財政措置がなくなることから、経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された簡易水道事業債の元利償還金に対して地方財政措置を講じるもの。

なお、平成28年度以降については、統合の翌年度から10年間、統合前の簡易水道区域における給水人口をもって地方交付税措置を講じるもの（6年目以降、段階的に縮減）。

○平成29年度 地方財政計画計上額：112億円

○平成29年度 一般会計繰出を行っている団体数：244団体

【スキーム】



【一定率】

1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

元利償還ベースで普通交付税措置
※H23年度債以降は特別交付税措置

給水人口ベースで普通交付税措置
※ただし、統合後10年間に限る。(簡水統合激変緩和分)

水道事業の主な地方財政措置

7 簡易水道事業統合に伴う高料金対策の激変緩和措置

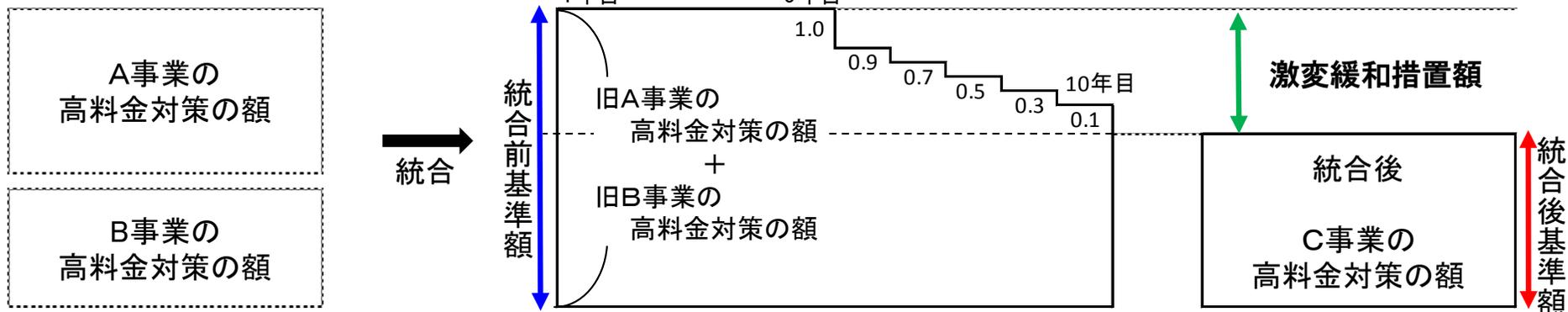
【措置の概要】

上水道事業と簡易水道事業の高料金対策の算定方法の違いにより、簡易水道統合に伴い、統合後の上水道事業の高料金対策の額が減少する可能性があるが、簡易水道統合を推進するため、平成27年度以降に簡易水道を統合した団体を対象とし、統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合後の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。
(6年目以降、段階的に縮減)。

○平成29年度 地方財政計画計上額: 32億円

○平成29年度 一般会計繰出を行っている団体数: 61団体

【スキーム】



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]

1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

経費負担原則に関する体系

地方公営企業法第17条の2第1項(出資、長期の貸付け、負担金その他の方法)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

※政令で具体的経費を明らかにしている

地公企法政令第8条の5(昭和42年新設)

(一般会計等において負担する経費)

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。

一 **水道事業** 公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費

二 **工業用水道事業** 公共の消防のための消火栓に要する経費その他工業用水道を公共の消防の用に供するために要する経費

三 **病院事業** (略)

2 法第十七条の二第一項第二号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。

一 **軌道事業** (略)

二 **病院事業** (略)

法第17条の3(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

※対象経費の運用上の基準として参考とする

繰出基準(副大臣通知) = 地方財政計画における公営企業繰出金の基本的な考え方

- 一 上水道事業
- 二 中水道事業
- 三 工業用水道事業
- 四 交通事業
- 五 病院事業
- 六 簡易水道事業
- 七 市場事業
- 八 下水道事業
- 九 港湾整備事業
- 十 その他

水道事業に係る主な財政措置の導入の経緯

主な制度的対応

S27 地方公営企業法施行

S32 水道法施行

S41 地方公営企業法一部改正
・経費負担区分を前提とした独立採算性の採用
・簡易水道への一般会計繰出金を地方財政計画に計上

S42 補助制度の創設
・水源開発及び水道広域化に対する補助制度の創設

S44 地方財政措置の拡充
・高料金対策に要する経費を一般会計繰出の対象とし、地方財政計画に計上し、交付税措置の対象とする
・簡易水道への一般会計繰出金を交付税措置の対象とする
・水道水源開発、水道広域化施設整備に要する経費を一般会計繰出の対象とし、地方財政計画に計上し、交付税措置の対象とする

S56 地方財政措置の拡充
・水道水源開発、水道広域化施設整備の一般会計繰出について元利償還金に対する措置から出資債方式に改正。

H7 地方財政措置の拡充
・上水道安全対策事業の創設

主な答申・研究会等

S40 「地方公営企業の改善に関する答申」(地方公営企業制度調査会)
➤ 消火栓の設置経費等は、その性格上料金に織り込むことは適当でない。一定の負担区分を確立して一般会計が負担すべき。

➤ 原価主義に徹することにより料金水準が著しく高額となる水道料金に対しては、例外的に国において何らかの財政援助措置を講ずべき。

S41 「水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式に関する答申」(公害審議会)
➤ 水道は、都市の膨張や水源確保といった事情により、需要不確定のまま先行整備が求められる。こうした経費の全てを水道に求めるべきではなく、国又は地方公共団体においてもその建設費の一部を負担すべき。

S55 「水道事業をめぐる経営環境の変化への対応策についての報告」(地方公営企業経営研究会)
➤ 水源開発事業、水道広域化事業及び資本負担の軽減のための国の新たな助成措置の対象となる事業について、一般会計から水道事業特別会計に対し、建設開始時に事業費の一定部分を出資させることが必要である。

H7 阪神淡路大震災

地方公営企業の改善に関する答申

(地方公営企業制度調査会(昭和40年10月12日))

八 企業会計と一般会計等との負担区分

地方公営企業が一般行政事務をあわせ行う場合におけるそれに要する費用並びに地下鉄事業及び不採算地区における病院事業のように本来採算をとることは困難であるが公共的な必要からあえて事業を行わなければならない場合における不足費用については、本来地方公営企業が負担すべきものではなく、地方公共団体の一般会計又は国が負担すべきものである。すなわち、前者については、企業に行わせる事務が国の事務であれば国が負担し、地方公共団体の事務であれば地方公共団体が負担すべきである。後者については、その公共的利益を確保する責任を有する者が国であるか地方公共団体であるかによって国又は地方公共団体が負担すべきである。

地方公共団体の一般会計の負担とされたものについての負担の方法は、その負担の目的が減価償却をなすべき施設の建設に係るものである場合には出資金として、そうでない場合には補助負担金として行うべきである。

各事業における企業会計と地方公共団体の一般会計又は国との負担区分の基準は、おおむね次のとおりである。

1 水道事業

水道事業については、一般的に独立採算を堅持すべきであるが、消火栓の設置及び維持管理に要する費用については、その性格上料金に織り込むことは適当でない。一定の負担区分を確立して当該地方公共団体の一般会計が負担すべきである。また、公用、公共用施設に係る水道料金について何らかの行政上の必要によりとくに軽減するような場合には、軽減相当額は、一般会計が負担すべきである。なお、原価主義に徹することにより料金水準が著しく高額となる水道料金に対しては、例外的に国において何らかの財政援助措置を講じるべきである。

水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式に関する答申

(公害審議会(昭和41年8月30日))

第二 水道の経営のあり方とその経営方式

一 水道の経営のあり方

(二) 公共性の確保

水道は、住民の生活にとって日常不可欠の給水サービス、しかも、清浄、豊富、低廉な水を供給するものである。水道は、この公共性の確保の要求にこたえて、積極的に前進してゆかねばならない。そのため、ときとして独立採算制を維持することができない場合があるが、このような例としては次のようなものがある。

水道は本来一定の先行性を有すべきものであり、また、その拡張は段階式に行わざるをえない。従前の拡張は、人口の自然増、普及率の上昇、一人当り使用水量の漸増に対処する程度で足り、既存の供給能力の五〇パーセント以内にとどまるのが通例であつたが、最近の水道ではこれをこえた拡張を余儀なくされるものが生じている。このような先行投資は地域開発にそなえるため、あるいは、爾後の水源を他にもとめがたいという特別の事情により、需要不確定のまま行わざるをえないものである。このような費用については、今日の利用者にその全部を負わせるべきものではない。

(中略)

水道の経営のあり方は、独立採算制と公共性の確保との二つの原則の調和のうえに求められなければならない。独立採算制の見地からすれば、経営に必要な費用は料金収入をもつてまかなうたてまえである。しかしこの場合といえども経営を極力合理化する配慮が必要であることはいうまでもないところであり、この点からすれば、現在の経営規模はあまりにも小さすぎるものが多い。これを大規模化することによつてより有機的能率的に経営を行うことが可能となる。また、たとえば先行投資や大規模の工事も効率的に行なつてゆけるし、公共性の要求にもはるかに容易にこたえうるはずである。

公共性の確保の見地からすれば、前記のように先行投資、急激過度の都市膨張にともなう整備等についてこれをすべて水道の負担として求めるべきものではなく、国又は地方公共団体においてもその建設費の一部を負担すべきである。

第三 水道の広域化方策

二 水道広域化の推進の方策

(三) 財政上の措置

広域化を実現するためには、現存の施設の再編成や新たな整備を必要とするのであろう。このような広域化の事業は、個々の水道計画をこえたものであるから、これに要する経費については個々の水道の負担に求めるべきではなく、当然、国は積極的に財政的配慮をすべきである。

水道事業をめぐる経営環境の変化への対応策についての報告

(地方公営企業経営研究会(昭和55年7月16日))

2 経営環境の変化への対応策として当面講ずべき措置

(4) 資本費負担軽減のための財政措置

浄水場、配水池、配水管等の施設整備については、現在、国及び地方公共団体による助成措置が講じられていないため、資本費が増こうすることにより料金が著しく高水準となる事業が増加するものと見込まれている。

給水人口または給水量の著しい増加に伴い浄水場、配水池、配水管等の施設の整備事業等を行うことにより、平均的な事業に比べ資本費は著しく高水準となる事業については、国民に著しい料金差のない水の供給を行うべきであるという考え方から、これらの施設の整備事業等にかかる経費について、新たに国の助成措置を講ずる必要がある。

このような国の助成の対象となる事業については、当該事業費の一定部分について、当該地方公共団体の一般会計からも、助成措置を講ずるべきである。

(5) 自己資本の充実

水道事業は、その建設に要する資金をもっぱら借入金(企業債)に依存しており、当該事業を経営する地方公共団体の一般会計からの出資(自己資本金)は殆どないため自己資本比率は非常に低い。

今後、水道事業の健全化を推進するためには、その経営基盤を強化し、財政の弾力性を確保する必要があり、このため、地方公共団体の一般会計からの出資による自己資本の充実強化に努めることが必要である。

水源開発事業、水道広域化事業及び(4)の資本費負担の軽減のための新たな国の助成措置の対象となる事業について、当該水道事業を経営する地方公共団体の一般会計から水道事業特別会計に対し、建設開始時に事業費の一定部分を出資させることが必要であると考える。

水道事業における主な一般会計繰出とその理由

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日)

○ 一般会計からの繰出金については、公営企業は独立採算制を経営の基本原則としつつ、経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの等については、法令等に基づき、一般会計等が負担又は補助をし、あるいは出資をすることとされている。これらの経費を除けば、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。この経費負担区分による一般会計からの繰出しの基本的考え方は、毎年度「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)として通知している。

このような経費負担区分について、適正な運用を図るとともに、公営企業会計においても、社会経済情勢、厳しい地方財政の状況等を踏まえ、一層の自助努力により独立採算制の基本原則に立脚した経営に努める必要があること。

経費負担区分	繰出の種類	根拠
経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの	消火栓の設置・維持管理に係る繰出し	政令
	災害対策に係る繰出し	
	安全対策のための高度浄水施設整備等に係る繰出し	
能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの	水道水源開発・水道広域化施設整備	通知
	簡易水道の建設改良に対する繰出し	
	高料金対策	